

規 約

第1章 名称及び事務所

第 1条 本会を仙台市聴覚障害者協会という。

第 2条 本会は事務所を過渡的に(社福)仙台市障害者福祉協会の分室内に置く。

第2章 目的

第 3条 本会は在仙聴覚障害者が社会的に交流を図りながら、団結して聴覚障害者福祉を向上・増進する活動を行うことを以って目的とする。

第3章 事業

第 4条 本会は前条の目的を達成するために各区ごとに次の事業を行う。

- (1) 各区支部相互の連絡、統合、支援に関わる活動を持つこと。
- (2) 本協会に対する協力、各事業の実施に関わる活動を持つこと。
- (3) 聴覚障害者に関する生活、社会知識の向上並びに会員に対する情報保障を行うこと。
- (4) 会員相互の親睦と交流を深めること。
- (5) その他、本協会の目的達成に必要と認める事業を行うこと。

第4章 組織

第 5条 本会は各区支部正会員・賛助会員で構成し、正会員は、東北ブロック、全国組織を構成する。

第5章 資産及び財務

第 6条 本会の経費は通常財産を以て支弁する。

第 7条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決を経てこれを定める。

第 8条 資産の中、現金は確実なる銀行又は郵便局に預入する。

第 9条 年度末において、余剰金を生じた時は、役員会の議決を経てその一部を翌年度に繰り越すか、又は、基本財産に繰り越し入れるものとする。

第10条 本会の毎年度の収入支出予算は年度開始前に役員会の議決を経てこれを定める。収入支出決算は年度終了後1ヶ月以内にその年度末財産と共に監事の監査を経て役員会の認定に付するものとする。

第11条 本会は役員会及び定期総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会員

(入会)

第13条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を受けなければならない。

(会費)

第14条 会員は、会費内訳細則に従って会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第15条 会員が次の号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退会したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第16条 会員は、退会しようとするときは、別に定める細則に則り脱会届を届け出なければならない。

(除名)

第17条 会員が次の各号いずれかに該当する場合は、役員会の協議において除名することができる。除名された者は会員資格を喪失し、それらの者に対しては行事案内等は一切行わないものとする。

- (1) 規約・規則等に違反したとき
- (2) 当団体の名誉を棄損する行為や設立の趣旨に反する行為をしたとき
- (3) 秩序を乱す行為(暴力行為等)をしたとき
- (4) その他正当な事由があるとき

(会費等の不返還)

第18条 既に納入された会費、その他の金品は、これを返還しない。

第7章 役員資格と任期及び業務

第19条

(1) 本会に次の役員を置く。

役員 ・五役他複数名(必要に応じて選出)

- ・五役とは、会長、副会長、事務局長、財務部長を指す。
- ・役員の数数は会員10名毎1名(四捨五入)で選出する。
- ・顧問及び相談役各若干名を委嘱することが出来る。

(2) 役員を選出は、1年以上の会員継続がある正会員の中から行うものとする。但し、1年未満の正会員を役員として選出する場合には、事前に本会五役の承認を得るものとする。

(3) 一般社団法人宮城県聴覚障害者協会理事の推薦者の選出にあたっては、五役で協議し、本会役員の中から選出し、会長の承認を得て、推薦を行う。

第20条

(1) 役員は、各支部より選出し、その任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

(2) 会長は選挙管理委員の管理する選挙により決定する。(会長立候補は、役員の中から行うものとする。) 役員及び監事に欠員が生じた時は、次点者を繰り上げる。または会長による推薦とする。途中補充された役員又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) やむを得ない事情が発生した際は、役員・監事の更改をする事が出来る。

役員人事は役員会で審議し、臨時総会により承認する。

・転出したため・病気のため・死亡のため。以上のような任務遂行上不可能の場合 やむを得ない事情という。

第21条 副会長及び役員は、互選による事が出来る。

第22条 会長は、本会を代表し、且つ、事業を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長事故 あるときは、その代理をする。役員は会長を補佐し、且つ常任業務を処理する。役員 は役員会を組織し、事業の執行運営にあたる。

第23条 会長は、役員の中から聴覚障害者福祉相談員5名(各区)を推薦し、聴覚障害者の相談に応じ、必要な助言や各区役所に繋ぐ。

第8章 機関

第24条 本会に次の機関を置く。

- (1) 役員会 (2) 五役会議 (3) 監事会 (4) 臨時役員会

第9章 役員会

第25条 役員会は毎月定時に定める規則により、会長これを招集する。但し、会長が必要と認めるとき又は、総役員数の3分の1以上若しくは、監事の全員から議事を明示して請求 があったときは、会長は臨時役員会を招集しなければならない。

第26条 役員会は総役員数の3分の2以上の出席(委任状を含む)がなければ、議事を開くことができない。但し、委任状は事務局に提出しなければならない。

第27条 役員会にはオブザーバー2名の出席を認める。

第28条 役員会の議長は会長これを行う。

第29条 役員会は次の事項を取り行う。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 収入支出予算の決定及び決算の確定
- (3) 規約の確定並びに改正
- (4) 定期総会に提出する議案の作成
- (5) その他必要と認める事項

第30条 役員会の議事については、資料を作成し役員に配布しなければならない。

第10章 業務種別と担当役割

第31条 業務種別と担当役割

- (1) 会長:本会の代表をし事業を総括する。
- (2) 副会長:会長を補佐し、会長事故ある時代理する。
- (3) 事務局:招集、通知、事務連絡、議事録等の事務処理をする。
委託事業(ろうあ者に対する社会生活教室・手話奉仕員養成 講座等)の運営。
- (4) 財政部:出納及び会計簿記に関すること。
- (5) 手話普及推進部:仙台市民に手話が言語であることを普及し、ろう者(聴覚障害 者)に対する理解を促し、共生することができる地域社会を目指す。
手話奉仕員養成講座・手話通訳者養成講座のろう者指導者として、役割を担う。
仙台市内の各サークルと情報交換をする。(仙台市手話サークル連絡会を援助する。)
- (6) 支援対策部:行政に要望を届けろう者のより良い生活と福祉の拡大を図る。
(福祉、手話通訳、労働、高齢、災害対策)
- (7) 広報企画部:当協会の HP 作成、会報(年間4回発行)作成、印刷作業。
イベントで参加者にインタビュー、写真・ビデオ撮影。
- (8) スポーツ・レク部:スポーツ(家族ぐるみ運動会、障害者スポーツ大会等)、 イベント、レク教室等。
- (9) 高齢部:高齢者ひとりひとりが楽しさ、生きがいを見出し、社会参加 の意欲につなげる。
仲間・居場所をつくり、引きこもりを防 ぐ。介護予防、認知症予防をする。
自身の生活と健康に関心 を持てる。
- (10) 女性部:ろう女性が生き生き生活できるよう知識、文化的趣味、社会 奉仕活動を学ぶ。
皆の力を合わせて、社会的な女性の権利を守る。
- (11) 監 事:2名
- (12) 議長団 : 2名
- (13) 選挙管理委員:2名。会長選出の際の選挙を管理する。
・監事、議長団、選挙管理委員は、各支部より選出し、その任期は2ヶ年とする。
但し、再任を妨げない。
- (14) オブザーバー:本会賛助会員である者。役員会に出席し、情報交換をする。
但し、発言権はあるが、議決権は有しない。

第11章 総会

第32条 本会の総会は年1回定期に開催する。

第33条 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告と計画 (2) 決算と予算 (3) 役員選出 (4) 規約の変更

第34条 総会は会長が招集し、会員の過半数の出席(委任状を含む)で成立し、総会の議事は、出席者の過半数を以て決する。但し、正会員以外は議事に加えることができない。

(賛助会員には議決権はない。)会員は必要があると認める時は臨時総会を開くこと が出来る。
議長は議長団の中から交替により担当する。

付 則

- この規則は平成 6年4月17日(総会)から施行する。
この規則は平成10年3月15日(総会)から施行する。
この規則は平成11年4月18日(総会)から施行する。
この規則は平成13年4月15日(総会)から施行する。
この規則は平成15年4月20日(総会)から施行する。
この規則は平成18年4月16日(総会)から施行する。
この規則は平成21年4月19日(総会)から施行する。
この規則は平成23年7月17日(総会)から施行する。
この規則は平成26年4月27日(総会)から施行する。
この規則は平成28年4月17日(総会)から施行する。
この規則は平成29年4月16日(総会)から施行する。
この規則は令和 2年7月26日(総会)から施行する。